

ご契約者さま用商品説明資料

| 正式名称 | 商品名称 |
|-----------------------|-----------------------|
| 無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型) | マニライフつみたて終身〈外貨建／無告知型〉 |

ご契約の10年後から、保障が充実していく終身保険です。

■ 特徴

POINT 1 契約通貨を選択し、円または契約通貨で払い込み

- 海外の金利を活用した運用成果が期待できます。

※この保険は、お客さまにお払い込みいただいた契約通貨建ての保険料全額がそのままつみたてられて、契約通貨に応じた積立利率で運用されるものではありません。お払い込みいただいた保険料のうち、保険契約の締結・維持に係る費用に充てられる金額をのぞいた金額が積立金として運用され、契約後も定期的に、保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金から控除されます。そのため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。

POINT 2 第1保険期間満了後から手厚い保障

- この保険は、保険期間が以下の2つに分かれています。

- ・ 第1保険期間：契約日からその日を含めて10年間
- ・ 第2保険期間：第1保険期間満了日の翌日以後、終身にわたる期間

※この保険は、「第1保険期間」と「第2保険期間」とで、死亡保険金の支払額が異なります。第1保険期間中の死亡保険金額は、月払保険料累計額*1となります。多くの場合、基本保険金額*2を下回ります。基本保険金額*2が死亡保険金額として保証されるのは、第2保険期間以降です。

*1 月払保険料累計額は、「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数」で算出された金額です。

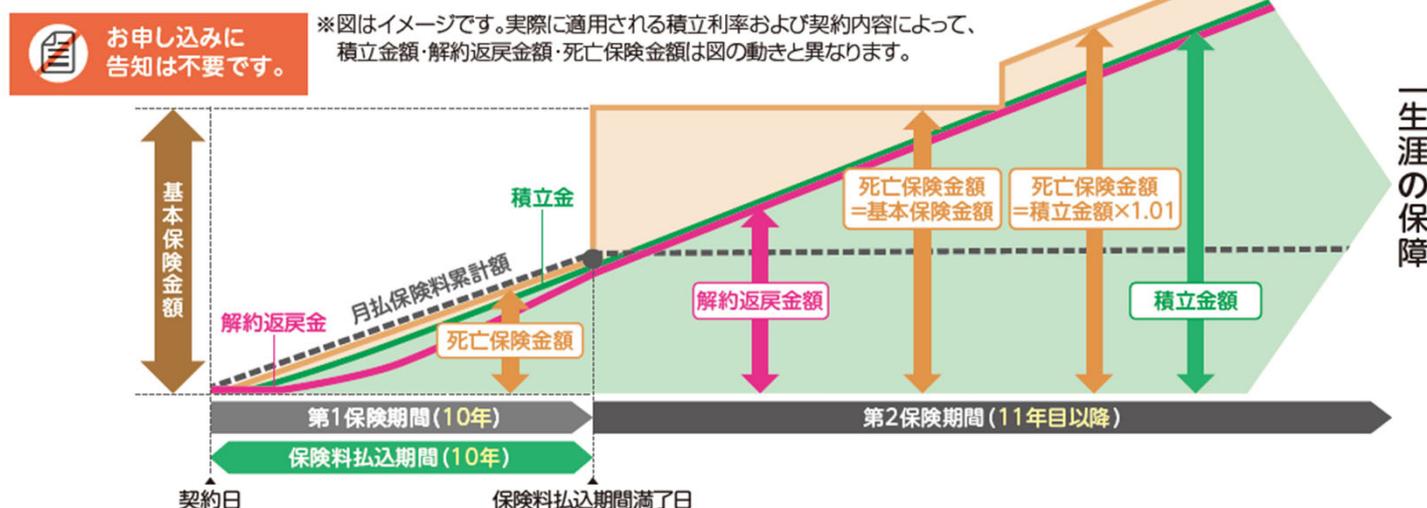
*2 基本保険金額は、第2保険期間中の死亡保険金額として、契約時に定める金額をいいます。ただし、契約後に減額されたときは、減額後の金額をいいます。

POINT 3 保険料払込期間満了後は、ニーズに応じて選択可能

- 終身保険（一生涯の保障）を継続する
積立金額があらかじめ設定した死亡保障額に到達したあとは、積立金額の増加に伴い、死亡保障も増加していきます。
- 年金受取
終身保険にかえて、積立金を年金で受け取ることもできます。

■ イメージ図（第1保険期間10年・保険料払込期間10年の場合）

契約年齢 0歳～80歳



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

■ 保障内容

| 保険金 | 支払事由 | 支払額 | 受取人 |
|-------|-----------------|--|----------|
| 死亡保険金 | 第1保険期間中に死亡されたとき | 基本保険金額*1に対する月払保険料×経過月数*2 ※積立金額が上記の算式で計算した金額を超える場合は、積立金額 | 死亡保険金受取人 |
| | 第2保険期間中に死亡されたとき | 基本保険金額 ※積立金額が基本保険金額以上となる場合は、「積立金額×1.01」 | |

*1 基本保険金額を減額した場合は、保険契約の締結時から減額後の基本保険金額であったものとして計算します。

*2 契約日からその日を含めて被保険者の死亡された日までの経過月数とし、1ヵ月未満の端数は切り上げます。

※支払事由に該当し、死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

■ 契約後の取扱い

| | | | |
|-----------|--|------------|--|
| 払済保険への変更 | 可能 ※変更後の第2保険期間中における死亡保険金の額が20,000米ドル/豪ドルに満たない場合は、払済保険への変更は取扱いできません。 | | |
| 基本保険金額の増額 | 取扱いできません | 解約 | 可能 ※解約返戻金額は、契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。 ※解約した場合、ご契約は消滅します。 |
| 基本保険金額の減額 | 可能 ※減額後の基本保険金額が、20,000米ドル/豪ドルを下回る場合は、基本保険金額の減額は取扱いできません。 ※基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。 ※減額部分は解約されたものとして取扱います。 | 失効・復活 | 取扱いできません |
| | | 保険料の自動振替貸付 | 取扱いできません |
| | | 契約者貸付 | 取扱いできません |
| | | 契約者配当金 | ありません |

■ 付加できる特約

| | |
|-------------|---|
| 円支払特約E型 | 契約通貨建ての死亡保険金等を、円でお支払いする特約です。 |
| リビング・ニーズ特約 | 被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部を被保険者に前払いする特約です。マニユライフ生命が定める範囲内で金額をご指定いただけます。 |
| 指定代理請求特約 | 被保険者が受取人となる保険金等を、特別な事情*1があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって請求できる特約です。 |
| 無配当年金特約 | 死亡保険金を確定年金（5・10年）でお支払いする特約です*2。 |
| 無配当年金支払移行特約 | 保険料払込期間満了後に、将来の死亡保障の全部または一部にかえて、確定年金（4・5・6・10年）でお支払いする特約です*2。 |

*1 病気やけがで意思表示ができない場合等、被保険者ご自身が請求できない事情

*2 第1回の年金請求の際に、「円支払特約E型」を付加していただけます。

■ ご確認いただきたいリスクについて

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
 - ・ 契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動（増減）します。
 - ・ 「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動（増減）します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。

■ この保険にかかる費用について

● 保険関係費

- ・ お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

● 解約、減額時および払済特別終身保険への変更時にご負担いただく費用

- ・ 解約、減額時および払済特別終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日および払済特別終身保険への変更日までの経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。
- ・ 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※解約控除は、経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。

※払済特別終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

● 外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- ・ 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料（リファイティングチャージ等）をご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。
- ・ 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「円入金特約」を付加し、保険料を円でお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約E型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合
- ④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、積立金を円に換算する場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マネユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

| 項目 | | 契約通貨 | |
|----|-----------------|----------------|---------------|
| | | 米ドル | 豪ドル |
| ① | 「円入金特約」の為替レート | 契約通貨のTTM + 50銭 | |
| ② | 「円支払特約E型」の為替レート | 契約通貨のTTM - 1銭 | 契約通貨のTTM - 3銭 |
| ③ | | | |
| ④ | | | |

※2022年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

● 無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

- ・ 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

| 項目 | 費用 | |
|--------------------------|-------------------|---------------------|
| 年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】 | 責任準備金額に0.4%を乗じた金額 | 年金支払日に責任準備金から控除します。 |

■ 契約後の情報提供等

● ご契約内容について、年1回、契約者にお知らせします。

- ・ 保険証券番号
- ・ 被保険者名
- ・ 積立利率
- ・ 契約者名
- ・ 契約通貨
- 等

● 「マニユライフ生命マイページ」では、パソコンやスマートフォン等を利用して、下記サービスをオンラインでご利用いただけます。

- ・ 保障内容（保険金額等）の確認
- ・ 積立金/解約返戻金等の照会
- ・ マニユライフ生命からのお知らせ
- ・ お問い合わせフォーム
- ・ クレジットカード変更
- ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- ・ 保険証券の再発行
- ・ 住所・電話番号の変更
- ・ お手続き書類の取り寄せ
(保険料振替口座変更、改姓、名義変更、解約)
- 等

※2022年4月時点のサービス内容となります。

● お問い合わせ先



お電話で

マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 基準積立利率、積立利率、「円入金特約」の為替レート、「円支払特約E型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等



インターネットで

マニユライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 基準積立利率、積立利率、「円入金特約」の為替レート、「円支払特約E型」の為替レート
- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要な書類のご請求
- 死亡保険金ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送のお申込み 等

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

ご契約のしおり／約款

募集代理店

野村證券株式会社

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp